

「消費者基本計画工程表」素案に関する意見

2020年5月27日

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

	施策番号	ページ	意見
1	(全般) 工程表の構成について	—	各施策の【今後の取組予定】に5か年の年度表示(令和2年度~6年度)がありますが、取組内容について年度ごとに記述されていない項目がほとんどとなっています。取組内容を年度ごとに記述するようにしてください。また、年度をまたいで取り組むものについては、別途分けて記述するなど、より具体的に示してください。
2	(全般) KPIについて	—	多くのKPIが、施策項目の業績評価指標として適切な指標になっていません。目的に合った指標にしてください。
3	(全般) 各施策の方針について	—	多くの基本的な施策が被害防止のための啓発等になっていますが、実際の被害者の救済に向けた取り組みについての施策も記述してください。
4	I(1)①事故の未然防止のための取組 ア.身近な化学製品等に関する理解促進	1	身近な化学製品等に関する理解促進について、担当省庁は環境省と関係府省庁等となっていますが、施策は環境省の取り組みのみの記述となっています。厚生労働省や消費者庁も主体的に取り組むよう施策を検討し、加筆してください。
5	I(1)①事故の未然防止のための取組 ア.身近な化学製品等に関する理解促進	1	令和2年の新型コロナウイルスの流行に関連し、その対策として、様々な化学物質やその代替品がこれまでより多く使用・流通されています。その中において適切ではない使用法などの情報も流れており、化学物質の適切な使用方法、扱い方についての周知、啓発は急務です。新型コロナウイルス対策に関わる化学物質の適正な利用方法周知については、取り組みで特記してください。
6	I(1)①事故の未然防止のための取組 イ.家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成支援	2	「安全確保マニュアル作成の手引き」の作成及び改訂の支援とその結果の周知が施策概要ですので、「周知」が重要であると考えます。周知の方法およびKPIを記述してください。
7	I(1)①事故の未然防止のための取組 エ.子供の不慮の事故を防止するための取組	4	「子どもを事故から守る!プロジェクト」はすでに経年に渡っての取り組みであると承知しています。その上で「展開」との表現の時期は過ぎたのではないのでしょうか。この関係機関の連携の取り組みによって、子どもの不慮の事故防止に有効な情報提供がされるように取り組んでください。
8	I(1)①事故の未然防止のための取組 エ.子供の不慮の事故を防止するための取組	4	子ども安全メールは通算で500号以上も発行していますが、同じ内容が繰り返され、そして、同じ事故が起こっていることについては分析ができていのでしょうか。子どもの不慮の事故は保護者などが目を離さないことで防げるものではありません。子どもの不慮の事故を繰り返さないためにも子どもの事故情報の収集・分析には、以下の課題があり、こ

			<p>れらを具体的に計画の中に記述してください。</p> <p>①事故情報の収集の内、病院からの情報収集は限られた病院からしか集まっていない現状があります。この収集範囲を拡大する必要がありますが、現場の負荷を考慮しながら対象病院の範囲を拡大すべきです。</p> <p>②収集した情報をどう分析し、再発防止に資するかが大きな課題です。分析する専門家集団の組織（専門家を集めた分析センター）が必要であり、専門家集団の分析・提言を活かす道筋の整備が必要です。</p>
9	<p>I (1)②消費者事故の情報収集及び発生・拡大防止</p> <p>ウ. リコール情報の周知強化</p>	13	<p>リコール情報のアクセスや登録を増やすことは重要ですが、リコール製品でも問題ないと考え使用し続ける消費者もいます。周知強化と項目名にありますが、具体的な周知や地域のネットワーク等を活用した取り組みがわかりません。リコール製品の確実な回収に向けた施策、周知強化の具体的な施策について加筆してください。</p>
10	<p>I (1)②消費者事故の情報収集及び発生・拡大防止</p> <p>エ. 製品安全に関する情報の周知</p>	20	<p>製品安全に関する情報の周知は、経済産業省だけでなく消費者庁としても取り組んでください。また、国民生活センターの商品テストとも連携し、同様の被害を最小限に抑えるために、国民への注意喚起を促す必要があります。</p>
11	<p>I (1)③事故の原因究明調査と再発防止</p> <p>カ. 製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整</p>	24	<p>各消防本部からの調査は消防統計の基礎資料にはなっていますが、徹底的な原因究明の視点がなく、詳細を調べたが原因不明であるとの報告が多くを占めて、問題点などの掘り下げがありません。特に地方の消防署では出来ていない状況です。消防署での製品の原因調査が出来るよう、レベルアップやそのための支援を施策に加筆してください。</p>
12	<p>I (1)④食品の安全性の確保</p> <p>ウ. 食品安全に関するリスク管理</p>	27	<p>食品リコールに関する情報について、改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、国のシステムで一元的に見られる新制度が 2021 年 6 月に施行されます。これを踏まえたリコール情報の一元化サイトの構築に向けた取り組みについて加筆してください。</p>
13	<p>I (1)④食品の安全性の確保</p> <p>ウ. 食品安全に関するリスク管理</p>	27	<p>食品衛生法改正に伴い 2020 年 6 月に施行スケジュールを迎える項目については、確実に取り組みを進めてください（HACCP に沿った衛生管理の制度化、食品用器具・容器包装にポジティブリスト制度導入、特定成分等を含む食品の健康被害情報の届出義務化、輸入食品の安全性確保など）。</p>
14	<p>I (1)④食品の安全性の確保</p> <p>エ. 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進</p>	29	<p>各省庁連携して継続的にリスクコミュニケーションに取り組むことは大変重要です。KPI がアンケートによる参加者の理解度となっていますが、リスクコミュニケーションへの参加者がある程度固定化されてきている状況です。国民に関心を持ってもらい、理解を深めるためには、より幅広い方々に参加してもらうことが必要であり、そのための具体的な施策を求めます。KPI に初めての参加者の数を入れ、これを増やすための施策を加筆してください。</p>

15	I (2)①商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し ア. 特定商取引法等の執行強化等	38	特商法の執行強化に当たっては、「関係機関との連携」を表記していますが、国民生活センターや都道府県等との連携、適格消費者団体との連携など、具体的に明記してください。
16	I (2)①商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し ア. 特定商取引法等の執行強化等	38	「販売預託商法」については、高齢者等を狙う大変悪質な事業者の対処も大変重要ですが、そのような悪質事業者が存在できないように、見直しを行う、検討していただくだけでなく、「検討会での議論の内容によっては法改正も行う」と施策に明記してください。
17	I (2)①商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し ウ. 消費者契約法の見直しに向けた対応	41	消費者契約法の改正では、被害に対処した類型を積み上げていく改正となり、少しずつ進捗はしていますが、後追いで改正になっています。消費者保護の視点で幅広いトラブルに対処できる包括的民事ルールになるよう、検討してください。
18	I (2)①商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し ウ. 消費者契約法の見直しに向けた対応	41	「消費者契約法の見直しに向けた対応」であるにもかかわらず、認知度が低いことに焦点が当てられています。KPI に消費者契約法の認知度を挙げて、5年後の認知度 50%を目指すとしていますが、認知度を引き上げる具体策の記述がありません。重要なことは、消費者契約法の法執行力を引き上げ、被害救済・未然防止のための法改正が実現することが認知度を高めることになることの方針のもとに、具体的な工程を示すことにあります。消費者契約法の執行強化のために、国民生活センターや都道府県等との連携、適格消費者団体との連携を具体的に明記してください。また、「厳正な法執行」を念頭に取り組みを具体化すべきですので、消費者契約法の認知度を尺度にする KPI、目標は改めてください。
19	I (2)①商品やサービスに関する横断的な法令の厳正な執行、見直し エ. 消費者の財産被害に対する消費者安全法の厳正な執行等	42	消費者安全法に基づく措置件数が毎年 10 件以上実施として、KPI、目標に掲げられていますが、そもそも消費者安全法に消費者の財産被害の事案に係る措置は、注意喚起しか行われていません。消費者の財産被害に係る行政手法研究会報告書（2013 年 6 月）によれば、「行政が直接消費者の被害救済を図るための手法としては、①行政が被害金額の返還を命じることとなる制度として、(i)債務の履行を命じる手法（結果的に被害回復につながる可能性）、及び(ii)行政処分に付随して是正措置を求める手法、並びに②行政庁が裁判所に対して、事業者に対する被害回復又は違法な収益の吐き出しの命令を申し立てる制度が考えられる。」との提起をしていますが、その後、具体的な法改正は行われていません。財産被害の救済制度は特定適格消費者団体による被害回復制度のみとなっています。工程表で「厳正な法執行、見直し」を挙げるのであれば、消費者向けの「注意喚起」ではなく、被害回復のための法改正を先行させるべきです。消費者安全法に基づく措置は、消費者に向けた注意喚起とともに、事業者に向けた「勧告等」をどう推進するかを加筆してください。

20	I (2)②商品やサービスに応じた取引の適正化 キ. 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	52	現在、様々な決済方法があり、消費者の理解不足もあるかと思いますが、トラブルも発生しています。消費者保護の視点で制度や利用環境が整備されること、また制度見直しの際は、消費者への周知と情報提供を加筆してください。
21	I (2)②商品やサービスに応じた取引の適正化 ケ. 住宅宿泊事業法の適正な運用	54	今後、民泊の取り組みが進むことが考えられます。違法な物件の排除、契約上のトラブル防止、物件近隣住民とのトラブルが発生しないよう、整備を行い、適切な制度見直し等の対処が出来るよう進めてください。
22	I (2)②商品やサービスに応じた取引の適正化 タ. 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化 (LPガス)	63	ガス小売自由化に伴い、その競合相手と目される LP ガスの販売についてもガス販売に準じた取引の適正化が求められる必要があります。しかし、平成 30 年 10 月に公表された総務省北海道管区行政評価局「液化石油ガスの取引適正化に関する調査」の結果から、取引適正化ガイドラインの遵守・徹底がまだ不十分であることがわかりました。前回の北海道地域に限定した調査から 2 年が経過しています。今後一定期間、液化石油ガスの取引適正化状況の全国調査、さらなる取引適正化にむけた具体的な施策の工程を加筆してください。
23	I (2)②商品やサービスに応じた取引の適正化 タ. 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	63	電気・ガスの小売供給に関わる取引の適正化について、自由化の認知率向上を KPI として設定しているのであれば、消費者庁は消費者トラブルの注視だけでなく、認知率の向上に向けた取り組みを各省庁と連携して行ってください。 また、単なる自由化についての認知度を 5 年間という長期の施策の KPI とするのでは不十分です。経過措置料金規制解除や、今後 40 年間託送料金から徴収される原子力発電に関わる過去の一般負担金など、新たに始まる制度や負担金についての理解度も KPI として加筆してください。
24	I (2)⑤食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 ア. 食品表示制度の適切な運用等	73	2020 年 4 月より完全施行される栄養成分表示やアレルギー表示、2022 年度に施行される加工食品の原料原産地表示制度、2023 年度に施行される遺伝子組換え食品表示制度、この度見直しが行われた食品添加物表示制度など、この間いくつかの食品表示制度の見直しが行われていますが、消費者への普及啓発、理解促進、活用などを具体的にどのように進めるのか工程表に示してください。また、分かりやすい表示制度となっているのか、定期的に検証することも加筆してください。
25	I (2)⑤食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 イ. 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	76	2020 年 4 月から運用が開始された「機能性表示食品の事後チェック指針」について、もっと具体的な考え方や取り組みの内容を加筆してください。

26	I (2)⑤食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用 イ. 健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	76	機能性表示食品を含め、各種効能を謳った健康食品が世の中に氾濫している現在、消費者は表示や広告に誘発されて安易に購入している実情があります。しかし消費者がそのリスクについて正しく学び、正確な情報に触れる機会はほとんどありません。健康被害の発生を防ぐためにも消費者への情報発信の更なる強化が必要であり、消費者への広報や教育に関する KPI や、その理解度を示す KPI を設定し、加筆してください。
27	I (2)⑦計量・規格の適正化 ア. JIS 規格等の国内・国際標準化施策の実施	94	内容量の調整による実質値上げなど、昨今商品価格の変化は売価だけでは判断できなくなってきました。しかし、その判断の一助となるユニットプライス（単位価格表示）については、一部の自治体に条例が設けられているのみです。2018年には国際規格（ISO21041）が発行されました。国際規格に準じた国内の規格化については、検討委員会の準備段階から進展していません。ユニットプライスに関し JIS 規格の制定および、各自治体が JIS に準拠した形で条例化することを加筆してください。
28	I (2)⑧公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 イ. 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	97	電力自由化の次の段階に向けて、2020年以後、毎年電気の経過措置料金規制の解除についての検討が進められます。解除の検討にあたっての留意点については「I (2)②タ. 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化」に記述されていますが、経過措置料金規制が解除された後、解除以前に想定した競争環境の維持に問題が生じていないかなどの検証を行う工程を明記してください。また、解除がされた後の市場の監視について具体的に定め、加筆してください。
29	I (3)④アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル依存症及びゲーム依存症についての対策の推進	113	KPI の目標が消費者庁ウェブサイト特設ページのアクセス数が月間 5,000 アクセスとのことですが、平成 31 年 3 月に 15,400 であるのに目標の方が低いのはなぜですか。計画期間中のアクセス数の目標を引き上げて記述してください。
30	I (4)①消費者団体訴訟制度の推進	119	地方消費者行政強化交付金による適格消費者団体の設立に向けた支援以外に、活動を継続するための支援を民間基金に頼るのではなく、国の施策として支援を検討し、加筆してください。
31	I (4)②製造物責任法の適切な運用確保に向けた環境整備に関する裁判例の収集・分析等	121	製造物責任法について、裁判例の収集・分析を行った上で、迅速な被害救済と製品の安全向上と事故の未然防止が課題に向けて、法改正も視野に入れた検討についても加筆してください。
32	I (4)⑧IT・AI を活用した民事紛争解決の利用拡充・機能強化	128	PIO-NET の刷新で相談しやすい窓口や相談内容の分析等がより簡便になることを期待します。気軽に相談できることを周知するよう、加筆してください。
33	II (1)①食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	130	各省庁が連携した取り組みである「New ドギーバッグアイデアコンテスト」について、経過と今後の活用について、加筆してください。
34	II (1)①食品ロスの削減の推進に関する法律に	130	国と事業者と消費者が連携し合い相互理解することによって、食品ロス削減への意識が浸透し、相乗効果が生まれる旨を加筆してください。

	基づく施策の推進		
35	Ⅱ(1)①食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	130	食品のリコール情報の届出制度においては、安全性に問題のない食品が過剰に廃棄されることがないように、食品表示上の届出義務の対象とされるものの基準が、安全性に関する表示誤りの場合のみに限定されるように取り組んでください。
36	Ⅱ(1)①食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進	130	包装の傷みや食品表示上の印字ミスなど、品質に問題がないのに流通できなくなったものが無駄に廃棄されることなく生かされるよう、フードバンク支援のほかにも様々な仕組みの検討を進めてください。
37	Ⅱ(1)②食育の推進	134	SNS等により食に関する情報が氾濫し、事実でないことが拡散したり、食の安全に関する誤認が生じやすい傾向があります。幼少時からリスクアナリシスに基づいた正しい考えを学べるよう、学校教育の場での食育プログラムを充実するよう、加筆してください。
38	Ⅱ(1)②食育の推進	134	学校給食の場に携わる栄養教諭や栄養士など専門職の方たちが、食品表示法や食品添加物について正しく理解することが重要であるため、必要な研修や啓発が進む施策を加筆してください。
39	Ⅱ(1)②食育の推進	134	KPIにある日本型食生活の実践は大切ですが、日本人の塩分摂取量過多に関しての注意喚起は必要と思われます。食育と併せて減塩の取組みを加筆してください。
40	Ⅱ(2)①脱炭素社会づくりに向けた国民運動の推進	136	「令和2年度に地球温暖化対策計画、及び地球温暖化対策のための国民運動実施計画を見直す予定である」との記述に合わせ、少なくとも令和2、3年度の取組み内容を具体的に加筆してください。
41	Ⅱ(2)②海洋プラスチックごみ削減に向けた国民運動（「プラスチックスマート」キャンペーン）の推進	138	海洋プラスチックごみ削減のためには、海洋にプラスチックごみが流出する前にくい止めることが、環境汚染防止、対策の効率化、実施コストの低減などの面から非常に有効です。河川のプラスチックごみ対策についても同時に具体化し、加筆してください。
42	Ⅱ(3)①エシカル消費者の普及啓発	146	KPIのエシカル消費の認知度は「倫理的消費」という用語の認知度であって、本来は意味までわかることが必要です。将来に向けた消費者の責任行動としての内容の周知と、認知度が向上する取組みについて加筆してください。
43	Ⅱ(3)③「ホワイト物流」推進運動の展開	151	現時点では主に関係事業者への取組み推進が中心かと思いますが、ホワイト物流の推進を国民運動として位置づけ展開し、国民に対しても再配達削減や引越時期の分散化の協力を求めるのなら、ポータルサイト等による呼び掛けだけでなく、もっと広く周知されるような具体的な取組み、例えば宅配事業者による再配達削減を求める積極的な呼びかけや、引越時期の分散化のために企業へ転勤などの異動時期の分散の協力を求めることも必要です。取組み内容をもっと具体的に記述してください。

44	Ⅱ(4)①公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進	152	認知度、設置率も必要ですが、公益通報者保護制度が十分に機能していることが重要です。事業者や自治体に向けての周知や啓発とともに、窓口整備への支援についても加筆してください。
45	Ⅲ(1)①経済のデジタル化の深化に伴う取引・決済の高度化・円滑化等への対応 ア. キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現	156	経産省の今後取り組み予定には5年に渡り、「キャッシュレス・ポイント還元事業」の記述がありますが、令和2年6月までの取り組みですので、修正してください。 また、キャッシュレス決済に関連した被害の予防のためには、利用の多い若年層や、逆に利用になじみ高齢層などに向けて施策を分け、各省庁で連携して取り組むよう加筆してください。
46	Ⅲ(1)②「データ駆動社会」におけるビッグデータの適切な管理と効果的な活用 ア. 情報信託機能の社会実装・普及に向けた施策の推進	159	情報銀行を介した情報の管理が進んでいますが、利用する事業者や消費者の理解の促進と共にデータ活用の在り方についてルール of 徹底を呼び掛けるよう記述してください。
47	Ⅲ(1)②「データ駆動社会」におけるビッグデータの適切な管理と効果的な活用 ア. 情報信託機能の社会実装・普及に向けた施策の推進	159	レジリエンス強化のため、電力データの利活用が予定されています。電力データは契約者の行動の把握にもつながり得る大変センシティブな情報です。このような情報の管理・活用について、消費者への周知を行い、その可否を消費者が判断できるような環境を整えてください。また、事業者の取組みを国が何らかの監視あるいは調査、指示が行えるような仕組みづくりを検討・具体化してください。 (以下経産省資料より) 災害復旧や事前の備えに電力データを活用するため、電気事業法上の情報の目的外利用の禁止の例外を設け、経済産業大臣から電力会社に対して、自治体や自衛隊等に個人情報を含む電力データの提供を求める制度整備を検討。 また、高齢者の見守りや防犯対策などの社会的課題の解決やイノベーションの創出のため、消費者保護を確保しつつ、 電力データを有効活用する制度整備を検討。 (例：本人の同意を前提に、自治体の民生職員による、高齢者の見守り等に活用)
48	Ⅲ(3)①新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対応の強化	170	震災なども含めた緊急時には、不確かな情報が SNS などを介して大変早くに拡散してしまいますので、国による早急な対応が不可欠です。項目表題が「新型コロナウイルス」と限定をされているように感じますが、様々な緊急時に対応できる内容にしてください。また、緊急時の消費者の冷静な対応には、平時での消費者に向けた啓発が大変重要ですので加筆してください。
49	Ⅲ(3)①新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対応の強化	170	引き続きの対応強化に加えて、第2波以後の波を防ぐための「新しい生活様式」の定着が必要です。見込める効果とともに、周知啓発の強化に取り組み、加筆してください。

50	Ⅲ(3)①新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対応の強化	170	子供たちの教育を受ける権利の侵害や環境による不公平感・格差の是正につながる対応について加筆してください。
51	Ⅳ(1)①「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等に基づく消費者教育～体制の整備	171	今後の取組予定の(目標)「②指定都市及び中核市で消費者教育推進計画策定と消費者教育推進地域協議会の設置割合の向上をめざす」について、強化作戦の「政令市及び中核市の対応済みの割合 50%以上」を加筆してください。
52	Ⅳ(1)①「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等に基づく消費者教育～体制の整備	171	今後の取組予定の KPI 「⑦消費者教育コーディネーターの配置」について、強化作戦では「全都道府県、政令市」なので、「全ての都道府県、指定都市に配置し、その他の市町村での配置増を目指す」と記述してください。
53	Ⅳ(1)③地域における消費者教育の推進	179	今後の取組予定の KPI 「③消費者教育コーディネーター育成状況」、(目標)の③「全ての都道府県に配置し、市区町村での配置増をめざす」について、強化作戦では「全都道府県、政令市」なので、「全ての都道府県、指定都市に配置し、その他の市町村での配置増を目指す」と記述してください。
54	Ⅳ(1)④多様な主体(家庭、事業者、事業者団体)による消費者教育の推進	182	取り組みが消費者庁のウェブサイトの掲載であり、主体的にサイトにアクセスする消費者は意識の高い方かと思われ、全体に情報が行き渡らないと考えられます。自治体の活動との連携など消費者教育コーディネーターの活躍が重要ですので情報提供や支援について加筆してください。
55	Ⅳ(2)①消費者トラブル抑止のための重層的・戦略的な普及啓発	185	具体的に消費者に向けて、どのような時にどのように情報提供するのか、普及啓発戦略の策定に向けた方向性を加筆してください。
56	Ⅴ(1)②消費者団体との連携及び支援等	187	消費者団体が高齢化などで弱体化しているところも多くあります。消費生活協力員等の育成と共に、新たな消費者団体の設立や、現在の消費者団体への支援を検討し、加筆してください。
57	Ⅴ(1)②消費者団体との連携及び支援等	187	今後の取組予定の中に「消費生活協力員、消費生活協力団体の活用支援」がありますが、地方消費者行政強化作戦 2020 の「消費生活協力員、消費生活協力団体を活用する市区町村の県内人口カバー率 50%以上」の記述がないので加筆してください。
58	Ⅴ(3)①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	195	どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備のために「消費生活相談員の処遇改善及び資質向上等の地方公共団体の取組に対する支援」は、消費生活相談員が不足している地域もある中、具体的にどのように支援を進めるのかが重要であると考えます。検証と共に地方公共団体が、取り組みが出来るような後押しをしてください。また、地方消費者行政強化交付金については地方公共団体の意見を聞き、より使い勝手のよい交付金の検討を進めてください。

59	V(3)①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	195	昨年、直接知事等に自主財源に裏付けられた地方消費者行政の充実等を働き掛ける「地方消費者行政強化キャラバン」の効果検証を踏まえ、今後の取り組みについて加筆してください。
60	V(3)②地域の見守りネットワークの構築	197	自治体によっては、高齢者や障がい者の見守りを行うネットワークが既にあり、被害防止に積極的に取り組みを進めているところもあります。消費者安全確保地域協議会としての立ち上げは大変重要ですが、地域の中で機能しているかどうか、消費者庁としてもきちんと把握をする取り組みを加筆してください。
61	V(3)②地域の見守りネットワークの構築	197	今後の取組予定の中に「消費生活協力員、消費生活協力団体の活用支援」がありますが、地方消費者行政強化作戦 2020 の「消費生活協力員、消費生活協力団体を活用する市区町村の県内人口カバー率 50%以上」の記述がないので加筆してください。
62	V(3)④都道府県における法執行強化	200	地方公共団体における法執行強化は、消費者被害防止のために大変重要です。消費者行政の担当職員は兼任者も多く、あらたな人員が必要ですが、地方消費者行政強化交付金の活用で人員配置ができるような後押しを進めてください。また、法執行強化のための職員研修の参加率向上や外部人材の活用など法執行強化の施策を具体化し、加筆してください。
63	V(3)⑤消費者ホットラインの運用及び認知度の向上	201	今後の取組予定の（目標）では、若年者の「消費生活センターの認知度 90%」とありますが、強化作戦の「75%」と整合させて記述してください。
64	V(3)⑦消費生活相談情報の的確な収集と活用	203	⑤の若年層への消費者ホットライン、消費生活センターの認知度向上とともに、収集した相談情報から若年層に向けて効果的に発信できるように活用する旨、加筆してください。